

経済財政諮問会議
議 事 録

(平成 20 年第 27 回)

(開催要領)

1. 開催日時：2008 年 12 月 3 日 (水) 17:00～18:38
2. 場所：官邸 4 階大会議室
3. 出席議員：

議長	麻 生 太 郎	内閣総理大臣
議員	河 村 建 夫	内閣官房長官
同	与謝野 馨	内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)
同	鳩 山 邦 夫	総務大臣
同	中 川 昭 一	財務大臣
同	二 階 俊 博	経済産業大臣
同	白 川 方 明	日本銀行総裁
同	岩 田 一 政	内閣府経済社会総合研究所長
同	張 富 士 夫	トヨタ自動車株式会社取締役会長
同	三 村 明 夫	新日本製鐵株式会社代表取締役会長
同	吉 川 洋	東京大学大学院経済学研究科教授
臨時議員	石 破 茂	農林水産大臣

(議事次第)

1. 開会
2. 議事
 - (1) 中期プログラム集中審議 (第 3 回－社会保障の機能強化及び税制抜本改革の進め方)
 - (2) 農業改革について
 - (3) 平成 21 年度予算編成の基本方針等について
3. 閉会

(説明資料)

- 社会保障の機能強化の工程表 (サービス充実と効率化・重点化のイメージ)
(吉川社会保障国民会議座長提出資料)
- 景気の局面判断について (有識者議員提出資料)
- 食料自給力・食料自給率の向上に向けて (石破臨時議員提出資料)
- 構造転換につながる農業の改革を (有識者議員提出資料)
- 農業改革に向けて (二階議員提出資料)
- 白川議員提出資料
- 平成 21 年度予算編成の基本方針 (案)

(配布資料)

- 食料自給力・食料自給率の向上に向けて（石破臨時議員提出資料）
 - 農地改革プラン（石破臨時議員提出資料）
 - 内閣総理大臣からの諮問第 24 号について
-
-

(本文)

○議事の紹介

(与謝野議員) ただいまから経済財政諮問会議を開催いたします。

それでは、中期プログラムの第 3 回目の審議を行います。松本官房副長官も同席されます。

初めに、社会保障の機能強化の工程表について、社会保障国民会議座長でもある吉川議員から、続いて、前回の会議でも御議論のございました、景気局面判断と税制抜本改革の進め方について岩田議員から御説明をいただきます。

まず、吉川議員。

○中期プログラム集中審議（第 3 回－社会保障の機能強化及び税制抜本改革の進め方）

(吉川議員) 説明資料「社会保障の機能強化の工程表（イメージ）」に基づいて説明する。

11 月 4 日に社会保障国民会議は最終報告をとりまとめた。その国民会議の最後の会合の際、総理から「この最終報告に盛り込まれたさまざまな施策がきちんと行われるように工程表をつくるように」という御指示をいただいた。それに基づき、11 月 4 日以降、社会保障国民会議にある 3 つの分科会の座長の先生方と私が加わり、工程表を作っている。まだ現在進行形であるが、「社会保障の機能強化の工程表（イメージ）」に基づき、工程表のイメージを説明させていただく。

この表の左に「年金」、「医療・介護」等と書いている。「年金」を見ていただくと、その右に社会保障国民会議最終報告に基づく機能強化の課題が四角で囲って記されている。以下同じで、それがどのようなタイムスケジュールで行われていくかが書かれている。

まず「基礎年金国庫負担割合の現行の 3 分の 1 強から 2 分の 1 への引き上げ」であるが、御承知のとおり 2009 年度に実現する。

その下にある「基礎年金の最低保障機能の強化」、「社会の構造変化に対する対応」については、具体的には「低年金、無年金者対策の強化」、あるいは「在職老齢年金制度の見直し等」、「育児期間中の方々の保険料免除」といった制度設計について 2009 年度、2010 年度で検討し、2011 年度に法改正を行うべく取組を進める。

「医療・介護」にある（医療）部分であるが、「急性期医療の機能強化」、「医師等人材確保対策」については、「医師養成数の増加」ということが 2009 年度から既になされることになっており、「臨床研修の見直し」、あるいは「医師と看護師等と

の役割分担の推進」についても検討される。

そのほか、「レセプトの段階的なオンライン請求への切替え」については、以前から指摘されてきたわけであるが、現在、段階的に進められており、2013 年度にこれを完全実施という目標で進められている。

また、(介護) 部分であるが、「介護従事者の確保と処遇改善」については、2009 年に 3% の改定が予定されている。医療・介護に通じることであるが、診療報酬あるいは介護報酬が非常に大きな制度的な枠組みであるわけだが、医療の診療報酬の改定は 2 年おき、介護の介護報酬の改定は 3 年おきである。片方が 2 年、片方が 3 年なので、6 年に 1 回一緒になるということで、今回は 2012 年度が医療の診療報酬改定と介護保険の介護報酬改定が共に行われる年に当たる。したがって、大きな制度改正はこの 2012 年度にしっかりと行うべきだということで、2009、2010、2011 年度としかるべく計画を立てていかなければいけない。

次に「少子化対策」であるが、「仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保」については、既に今年度から「生活対策」、「5 つの安心プラン」等が動いているが、これが 2010 年度までで終わる。2010 年度から 2011 年度にかけて、新たな制度体系の創設をにらんだサービス基盤緊急整備を進め、2013 年度から申請と体系をスタートさせる。

「子育て支援サービスを一元的に提供する新たな制度体系の構築」については、児童福祉法、次世代法の改正等があるが、2009 年度、2010 年度に新たな体系の制度設計検討を行い、2011 年度に法案を提出する。

「年金」、「医療・介護」、「少子化対策」について説明したが、共通事項として一番下に「社会保障番号・カードの導入」がある。これは最終報告では「国民の理解を得ながら、これを進めるべき」と、方向性はもうはっきりさせたわけだが、2009 年度、2010 年度で社会保障カードの実現に向けた環境整備を行い、2011 年度中を目途として導入を図る。

最後に年金について一言付け加えさせていただきたい。基礎年金の制度については、現行のいわゆる「社会保険方式」と、もう一つ、「全額税方式」が議論されている。「全額税方式」については今後も各方面で議論が進めていかれるだろうと思っている。社会保障国民会議はそのための材料を提供したと考えている。

この工程表はあくまでも政府のアクションプログラム工程表なので、「全額税方式」の議論は工程表には書いていないが、繰り返しになるが、各方面で今後とも議論されることが望ましいと考えている。

(与謝野議員) 続きます、岩田議員お願いします。

(岩田議員) 説明資料「景気の局面判断について」に基づいて説明する。

現在の経済状況は、前回は議論があったが、今後さらに厳しくなる可能性があると思われている。その場合にも、足元の対応はもちろん当然必要であるが、将来の日本経済の姿がどうなるのか、また、財政部門の持続可能性がどうなるのか、という問題について、将来に向けた対応についてもしっかり考える必要がある。

そういう観点から「生活対策」においても、「経済状況の好転後に、…消費税を

含む税制抜本改革を速やかに開始し」と定められたが、この「経済状況の好転」をどのように理解したら良いのかということが重要なポイントではないか。

一般的に言うと、「経済状況の好転」については、経済社会の動向等を総合的に見て判断する必要があるが、分かりやすい1つの目安として、経済成長率を採り上げた場合には、次のようなことが言えるのではないか。

まず1点目は、景気が落ち込んで、その後に回復局面に移っている、そのような事態を想定すると、成長率が加速しているような局面で税制の抜本改革を実施できるように、事前に制度的な準備をしておくということである。消費税を含む税制抜本改革の実施にあたっては、景気の回復を確認してから法案準備をすると、そもそも統計情報は大体2～3か月分遅れており、その局面の変化を見極めるためにまた時間がかかる。統計情報の利用可能性、またそれをどのように判断するかという、いわゆる認知のラグと呼ばれているものがあり、そういった遅れの問題もあるので、時期を失ってしまう恐れがある。それから、仮に法案が成立したとしても、施行するまでには国民への周知徹底あるいはシステム対応など準備がかなりかかる。少なくとも半年から1年くらいはかかるということが一般的ではないか。

そういうことがあるので、仮に先行き抜本的な改革をやるということであれば、制度的な準備はこれから来年にかけて着実に進めていく必要がある。

2点目は、潜在成長率の発揮が見込まれる段階から、税制の抜本改革の施行を開始するということである。「経済状況の好転後の税制抜本改革」を遅滞なく、かつ円滑に実施するためには、制度的準備を整えた上で、経済動向等に応じて柔軟に実施できるよう、これは柔軟性ということも同時に必要だということを前回申し上げたが、透明性と柔軟性が必要だということである。

そのためには、本来、日本経済が持っているポテンシャルを十分に発揮できる、つまり潜在成長率の発揮が見込まれる時点から、速やかに実施できるようにすることが望ましい。この段階に達した後は、成長率上昇に弾み・勢いがついて、GDPギャップも縮小・解消に転じていくことになるからである。このGDPギャップと成長率との関係を3頁の図で示している。

ここには太線で示すように景気に山があり谷があり、景気循環が1つ描かれている。今、文章で申し上げたことは、仮に「①景気の谷」が図の真ん中辺りに書いてあるが、そこを過ぎて回復の方に徐々に向かっていく。それでやがて潜在成長率まで成長率が戻ってくる。それから成長率が加速していくわけだが、この潜在成長率に達するような点というのは、潜在成長率と現実の成長率がちょうど等しくなるような点で、実はGDPギャップの幅は最大になっている。だから、GDPギャップの水準で見ると、まだGDPギャップが随分ある、まだまだ景気はゆっくり見ないといけません、待っていないといけませんという議論が出やすいが、ここでの御提案はそこまで待つてしまうと実は手遅れになってしまうのではないかということである。

だから、この図で言うと、潜在成長率を上回るような成長が展望できるような、持続的に成長していけるようなことが展望できるような時点では、実際に実行でき

るようにするということである。よって、準備はそれより以前の段階から制度的な整備を行っていく必要がある、ということが重要な点である。言葉を変えて言うと、GDPギャップの水準それ自体を重要視するのではなく、GDPギャップがどのくらい変化していくか、どちらの方向に変化していくか、といった変化の方向とその幅に注意するということである。

アメリカではオバマ政権の下で経済諮問委員会の委員長にクリスティーナ・ローマー氏が任命されたが、彼女は、まさに今申し上げたとおり、GDPギャップの水準の大きさは問題ではなくて、その変化分、言葉を変えて言うと、現実の成長率の方が潜在成長率をどのくらい上回るかという、その差がイコールGDPギャップの変化分ということになるが、1930年代、ルーズベルト大統領の下でGDPギャップが相当あったわけだが、それが1年余りの短い間に解消してしまったということがあるけれども、その説明にこの潜在成長率と現実の成長率の差が重要であるということ論じたことがある。

私もそのことに賛成であり、水準というよりはGDPギャップの変化分、つまり潜在成長率と現実の成長率との相対関係がどうなっているか、ということ重要な指標として考えていくべきではないか、ということがポイントである。

(麻生議長) この図で、今の日本はどの辺と考えたらよいか。

(岩田議員) 日本は、今はまだ落ち始めて、このトレンドの下に出たところである。

ちょうど最初の矢印が左の方から、ピークを超えて、トレンドを少し下回ったようなところに来ている。だから、GDPギャップも若干のマイナスというのが今の状況である。

(中川議員) ピークはいつであるか。

(岩田議員) ピークについては、私ども内閣府経済社会総合研究所が日付を決定することになっており、これは吉川議員が座長をされている内閣府景気動向指数研究会で議論をすることになっている。1月にはその研究会で判断したいと考えている。

(鳩山議員) このGDPの実線考えた場合に、2回微分したらプラスになる頃には手を打てということでしょうか。

(岩田議員) 加速をしていけばプラスになるわけである。

達成点では成長率が潜在成長率とちょうど等しくなり、景気の谷の部分であると、この時は潜在成長率以下の実質成長率になる。

(中川議員) 早目に対策を打つというのであれば、経済状況をきちっと把握する必要があることになるのではないか。

(吉川議員) 中川議員が言われた景気の日付けについて、景気の山、谷は歴史的に遡って、データが揃ってから付けるもので、リアルタイムのものでは元々ない。景気判断というものはそれとは別に行われることになる。

それはそれとして、景気の山はいつ頃だったのだろうかという、これは民間の方々も含めて、多くの人が大体意見が一致していて、言われているのは2007年の10月か11月。つまりは、今から1年少し前くらいに日本経済は景気の山を迎えた

であろう。つまり、この図で言うと、左の㊦が 2007 年の 10 月か 11 月ごろであったであろう。政府の公式の日付は後日、歴史的に、ヒストリカルに決定するが、そういうように言われているということである。

(岩田議員) 説明資料の 2 ページに「3. 準備と実行に関する原則」として 2 つ提案している。準備と実行に関して、以上、述べたことを原則として整理すればどうかということである。

原則 1 は「経済好転後の速やかな施行のために、税制抜本改革の実施時期に先立ち制度的準備を整える」ということで、先ほど述べたように、これから来年にかけて準備を進めていくことが重要である。

原則 2 は「潜在成長率の発揮が見込まれるか、などを基準として、予期せざる経済変動に柔軟に対応する仕組みを組み入れる」ということ。これは予期せざるが起こる、大きな外的なショックが起こる場合には、柔軟に対応するというこも考えるということである。ただし、改革を行うのは潜在成長率の発揮が見込まれることを基本として考えるということである。

もう一つ、歴史的な経験との関係で、この原則を当てはめてみるとどうかということで、4 ページにもう一枚図を付けている。1997 年 4 月に消費税率を上げた。この時の経験に照らしてみても、今の 2 つの原則で考えるとどうなるかということを示している。

景気の底は、その時、1993 年の第 4 四半期にあった。この時、まだ景気の底であるので、まだ回復案とかがないということで、実は、この 1994 年に税制改正法というものがあり、3 年間の特別減税、制度減税を行った。それから、一時的な減税を実施している。つまり、消費税は先行き引上げということを考えながら、それ以前に先行して減税を行った。

それで実際に、いつ、消費税を上げたかということ、1997 年 4 月ということで、この図で言うと、景気がほぼピークに近いところで消費税率の引上げがあった。だから、過去の経験に照らしてみると、もう少し早い時期、図で言うと、実質 GDP の成長率が潜在成長率の 1.6% を超えるような、1995 年の第 1 四半期以降、成長率が加速しているような局面でやるべきだったのではないかと、この図から言える。

もう一つ重要なことは、この時、消費税率を上げる法律にはレビュー条項というものがあったが、どういう条項を注意しながら法律を施行していくか。その中に書かれている条項は、社会保障等に要する費用の財源が確保できるか、行財政改革がどのくらい進んでいるか、財政状況がどうなのかということをよく見ながらやりますという条項が入っていたが、経済状況をよく見極めてというものが入っていなかった。経済の活力が戻ってきて、潜在成長率を上回るような成長が見通せるような条項が入っていなかったところがもう一つの問題ではなかったかということである。

そういうことで、過去の経験に照らすと、少し早目に制度的な整備をして、成長率が加速するような局面で上手い具合に改革ができるような姿が望ましいのでは

ないか。

(与謝野議員) 社会保障の機能強化の工程表により、2015 年までの安心強化に向けた具体的な制度改革の道筋が示されたと考える。

また、景気局面と税制抜本改革の進め方については、準備と実行に関する原則を含めて、有識者議員の御提案で大筋の合意があったと考える。

それでは、議長、御発言がございましたら、お願いいたします。

(麻生議長) 今回の審議は 3 回目になるが、「短期は大胆、中期は責任」を基本として、経済財政運営方針を、揺るぎなく進めていく。

この「中期プログラム」は「責任」の中核で、社会保障の中で、「中福祉・低負担」は、その定義の議論もあるが、続けられないのは明らかであり、当面の景気対策と並んで、将来を見据えた対応についても、しっかりと取り組んでいかなければいけない、ということが大事なところである。

「準備と実行に関する原則」も含めて、本日の論議を中期プログラムに是非しっかりと反映していただきたい。

(石破臨時議員入室)

○農業改革について

(与謝野議員) 農業改革については「基本方針 2008」で、経済財政諮問会議の議論を経て制度改革を行うとされている。

ここでは、石破農林水産大臣にも議論に御参加をいただきます。

まず初めに、石破臨時議員から食料自給力・食料自給率の向上について、次に、吉川議員から構造転換につながる農業改革について、続いて、二階議員から農業改革に対する考えについて、御説明をいただきます。

まず初めに、石破臨時議員、お願いします。

(石破臨時議員) 「食料自給力・食料自給率の向上に向けて」と書かれた説明資料及び参考資料に基づいて説明する。

説明資料の 1 ページ目をご覧ください。穀物の価格は非常に振れが大きい。左上の図にあるが、特に米が振れており、全般的に非常に高騰の状況にある。最近、落ち着きを見せているが、これがまたいつ、どうなるか分からない。

もう一つ、気をつけて見なければいけないのが期末在庫率。分母が消費量、分子が在庫量である。1984 年から 2001 年までが 25.1~35.7%という期末在庫率であった。これは、小麦、米、トウモロコシなどが対象となっているが、2006 年から 2008 年は 16.6~17.3%へと下がっている。これは歴史的にもかなり低い水準であると認識しており、「最近、落ち着いてきたから良いではないか」という議論はかなり危険だと認識をしている。逼迫基調にあると考えている。

我が国は世界最大の食料純輸入国で、輸入が 426 億ドル、輸出が 19 億ドルである。イギリス、ドイツ、中国などは同じように輸入もしているが、輸出もしているので、純輸入国ということで考えれば我が国は断トツである。したがって、世界最大の食料純輸入国と位置づけられるわけで、国内で農産物を生産し、供給する力、

すなわち自給力を強化する必要がある。

よく自給率と自給力は何が違うのか、という議論がある。自給率の算出には色々な計算のやり方があるが、普通にカロリーベースの自給率で考えても、我が国は、今、40%となっている。これを何とか 50%にしたいわけだが、仮に「昭和 30 年前後の供給熱量の食事をします」ということになると、白い御飯は朝と晩しか食べられない。あとはサツマイモを食べていただく。お魚も晩ごはんに少し出てくるぐらいである。牛乳はほとんど飲めない。肉は 10 日に 1 回 100 グラム食べられるぐらいである。大体、昭和 30 年ぐらいのイメージだと思うが、そういうことになると、我が国の今の資源をフル活用すると、何とかならないことはない。それで 80%、90%に上がるわけである。

ただ、「食生活が貧しくなりました。自給率は高くなりました。政策目標は達成されました。良かった、良かった」とはならないはずなので、自給率はかなり注意して使わなければいけない。自給率というものは結果であり、大事なものは自給力を構成する要素ではないかと考える。すなわち、それは農地であり、農業インフラストラクチャーであり、農業者であり、そして、農業技術である。それぞれをきちんと数値的に把握して、高めていく努力をしないで、「自給率だけが上がった。良かった、良かった」という議論になるのは大変に危険である。自給力とは、そういう概念である。

しかしながら、1 ページ目の図の右下をご覧くださいと、これはカロリーベースの食料自給率であるが、数値が非常に下がっている。生産額もカロリーベースも同様である。

カロリーベースの自給率について、例えば卵はほとんど国産であるが、それでは 100%かということになると、餌はほとんど輸入なので、カロリーベースで自給率の換算では 10%に下がる。あるいは豚肉でも、輸入しているのは大体半分ぐらいだが、餌はほとんどトウモロコシで外国から輸入しているわけで、これもカロリーベースで計ると、ガタンと落ちる。カロリーベースというものはそういう概念である。

食料自給率が恐ろしく下がっているが、それぞれに因数分解をして考えてみた時に、農地面積の推移というのを記したのが右上の図である。

農地の拡張も干拓等々を行っており、これがブルーの棒である。そして、農地のかい廃面積を赤の棒で示している。これを差し引きしたものが緑の線になるわけだが、農地面積そのものがものすごく減っている。

農地面積の減少も深刻だが、もっと深刻なのが農業者数の推移である。左下の図であるが、昭和 40 年には、農業就業人口は 1,151 万人であった。これが今、299 万人ということで、74%減という状況である。また、この中で 65 歳以上の割合が昭和 40 年には 22%だったものが、本年には 60%ということになっている。数が減ったのも問題であるが、「数が減ったけれども規模が拡大して若返りました」ということであれば、良かったということにもなるが、規模は拡大していないし、高齢化が進展している、ということである。

その中で、基幹的農業従事者数という数字がある。基幹的農業従事者という左下にある図の下部に「※」で記しているが、「農業に主として従事した世帯数のうち、普段の就業状態が、仕事が主である世帯」。要は「何の仕事をしていますか」という問いに「私は農業です」と答える人。つまり、自動車会社に勤めていて土曜日、日曜日に田んぼに出るとか、銀行に勤めていて、あるいは県庁に勤めていて、土曜日、日曜日だけ畑に出るとか、そういう場合は基幹的農業従事者とは言わない。「私は職業が農業です」、「主として農業に従事しております」というのが基幹的農業従事者という概念であるが、この数が昭和 40 年の 894 万人から平成 20 年には 197 万人、78%の減である。

より深刻なのは、65 歳以上の割合が 59. 5%ということで、日本の農業を主に担っているのは 65 歳以上の方々である。

「10 年前は 55 歳以上でした」、「20 年前は 45 歳以上でした」ということは、このままスライドすると、10 年先は日本の農業は 75 歳以上の人が担うことになる。20 年経つと 85 歳以上の人が担うということになるわけで、昭和 1 桁生まれの方々も、不老不死ではないので、本当にそのようなことがあり得るかと言えば、あり得ないだろうということである。

これをどうするかということで、参考資料の 1 ページをご覧いただきたい。我が国の農業者の高齢化は、他の国と比べて極めて顕著である。赤で網かけをして示している平均年齢であるが、ドイツは 48. 2 歳、フランスは 50. 2 歳、イギリスが 55. 3 歳、アメリカが 56 歳ということで、日本の高齢化は際立っている。そして、高齢化がどんどん進行しつつあるということが問題の中核であると考えている。これをどうするか。

総理が所信表明演説において、自給率の向上の必要性を述べられた。それは、まさしくそうなのであり、それを達成するためには、「農地をどうする」、「農業者数をどうする」、「技術をどうする」、この一つひとつを詳細に点検し、目標を設定し、達成を図っていかねば、自給率向上とだけ言っていると本質を見誤る可能性があると考えている。

そこで、何をやるのかということであるが、参考資料の 3 ページをご覧いただきたい。

やらなければいけないことは、主に 3 つあると考えている。1 つ目は、農地制度を改革する、転用規制を強化する、そのことによって、農地・農業用水等の農業用資源の維持を図らなければならない。

2 つ目は、新規就農、企業参入の促進を通じて、経営感覚をきちんと持った担い手を作っていかなければならない。できたものをどう売るかという話ではなくて、売れるものをどう作るかというマインドを持っていただかなければならない。

3 つ目は、技術革新を強めていかなければならないということで、その上で、米粉用の米や、餌用の米、あるいは大豆、裏作における麦などの生産を拡大したいと考えている。

もう一点、これはやや余談めいて恐縮だが、自給率を上げるにはどうすれば良い

かということで、参考資料の 4 ページをご覧ください。「ごはんを一食につきもう一口」で自給率 1% 向上と書いているが、自給率を上げるというのは、消費者がその気になっていただけると随分とできることがある。ごはんを 1 食につき一膳とは言わない。もう一口、朝と晩食べるとして、もう一口食べていただくと 1% 上がる。国産小麦 100% 使用のうどんを 1 日に 3 杯とは言わない。月にもう 3 杯、食べていただくと 1% 上がる。国産大豆 100% 使用の豆腐を月にもう 3 丁食べていただくと 1% 上がる。以上の 3 つをやっていただくと 3% 上がる。「そんなことは無理だよ」と言われるかもしれないが、もし仮に、一日一膳食べていただくと、8% 上がる。

(鳩山議員) 健康への影響はどうか。

(石破臨時議員) それについては、この後に御説明する。

もう一つ、これはよくお話で使うのだが、日本が食わずに捨てている食料の量は 1,900 万トンある。世界中で約 9 億人が栄養失調状態であるが、世界で色々な国が食料援助をしているが、それを全部足しても 600 万トンである。日本人がそれだけ食わずに捨てている。

特に結婚披露宴の料理というのは、25% ぐらい捨てられている。皆様方、結婚式にお出かけのことが多いかと思うが、全部食べるという方は少ないのではないかと考えている。

今、鳩山議員から、そんなことをして大丈夫かという御指摘があった。参考資料の 5 ページをご覧ください。特に朝ごはんを食べていないという人の割合がとても多く、特に 20 歳から 29 歳の層は朝ごはんを食べていない。この人たちが仮に朝ごはんを食べると、年間に 50 億食、余計に食べていただける。一食 300 円と計算すると、これだけで 1 兆 5,000 億円の需要が生じることになる。

朝ごはんを食べた子はこんなに成績が良いというのは、下の図で示している。朝ごはんを食べる子と食べない子の国語と数学の正答率を出したものである。この調査は文部科学省が実施しており、朝ごはんを食べると脳の働きが良くなり、これだけ成績が良いというわけである。

これも余談であるが、スーパーモデルというすらっとした人は、大体お米を食べているのだそうで、お米は腹もちが良いので、お腹が空くまでの時間が、ほかのものに比べて長いそうである。時間が空くので、きれいな体型を維持するのに非常によろしいということで、そういうような宣伝をしていかなければならないのではないかと、私どもとしては思っている。

政府として「お米を食べてください」という取組を今までも進めてきたが、これから先、本当にそういうことをやっていかなければ、自給力も自給率も上がらないし、耕作放棄地を元に戻すといっても、一体何をつくるのかというお話になる。そういうことを、私どもとしてはお願いをしていかなければならないと考えている。

説明資料の 2 ページをご覧ください。私どもとして食料・農業・農村基本計画を新しく策定し、つまり 5 年ごとに更新するということになっているので、新しい計画を作りたいと考えている。

この計画を作るに当たっては、広く意見募集をやりたいと考えている。また、消費者や農業者が、どのようなことをお考えかということ、出来合いの座談会ではなくて、本当に現場に行き行って聞いてみる必要がある。開放的で、透明性の高いプロセスをもって、この基本計画を作りたいと考えている。

検討の視点は、そこに書いてある 3 点である。

要は農業用水であり、農地であり、担い手であり、技術であり、今まで申し上げたところであるが、農業の大事なところは、それが持続するのかどうかということである。このままで行くと持続不可能になるので、この持続性に重点を置いて考えたい。

もう一点、事故米で皆様方に大変な御迷惑をかけたわけであるが、私どもとして、食の安全ということに重点を置いてまいりたいと考えており、国民の食生活を支えている生産から流通、加工、消費まできちんと全部農業政策として捉えていきたい。

もう一点は、特に雇用という観点から、農業、林業、漁業地帯の雇用の悪化というものは極めて深刻だと考えている。機能自体が失われつつあり、ここにおいてどのように機能維持をしていくかということである。

ここにおいては、農商工連携も必要であるし、都市との連携協力というものも必要である。そういうものもあわせて、過疎化、高齢化、私の選挙区は鳥取県であるが、本当にものすごい限界集落というのは、あちらこちらにあり、おじいさん、おばあさんが、1人で住んでいるという集落も続出している。

そこが何で集落として、成り立っていたかと言え、それは農業だけで成り立っていたわけではない。お父さんは建設業に従事し、お姉さんは縫製工場に従事し、ということであったが、公共事業がものすごく減ったので、建設業の就業機会もなくなった。そして縫製工場は外国に出たので、それもなくなったということになると、その集落が維持できない。

では、農業だけでこの集落は維持できるかと言え、それは極めて困難だと考えており、あらゆる政策を集中する必要があるのではないかと考えている。

参考資料の 6 ページをご覧ください。食料自給率について政府としては 50%と掲げているが、仮に 50%をやろうとすると、このようなイメージになる。

米の消費拡大で 1.3%、米粉を生産拡大することで 1.4%、餌米の生産を拡大することで 0.1%、小麦の生産を拡大することで 2.5%、大豆の生産を拡大することで 1.0%、そういうことをずっと足して、合計 10.0%ということであるが、これは「仮にやるとすれば、こういうことがイメージできます」ということで示したもので、もっと色々なやり方があるかと考えている。

次に 3 ページ目をご覧ください。一体、具体的にはどうするのか。

特に農地をどうするかについて、御説明を申し上げます。農地が重要であることは、今まで申し上げたとおりだが、私としては、現行の仕組みは抜本的に見直したい。そして、何をやりたいかといえ、やる気のある人に農地が集積するような仕組みに変えたいと考え、プランをとりまとめている。

我が国の農地が抱える問題点は 2 つ。参考資料の 7 ページをご覧ください。

今がどうなっているかは、優良な農地が無秩序に転用されていることに極めて大きな問題がある。優良な農地ほど他の用途にも適しているので、そこに病院、薬局、お店、パチンコ屋、役場など色々なもの出来る。

そうすると何が起こるかと言うと、例えば農家の声として、せっかく規模拡大したのに農地を返してくれと言われてしまったとか、建物と農地が混在すると生産効率が落ちる。あるいはこの先農業はどうなるのだということになる。

それを病院、学校等の公共施設も農地転用の許可対象にしたい。今はそうっていない。

あるいは違反して転用した場合、罰則が非常に緩いので、この罰則は強化してまいりたい。

あるいは農用区域からの除外の厳格化を図り、無秩序の転用を防ぎたい。

これにより規模拡大や、農地の転用の困難化を図ってまいりたい。

それがまず第 1 点。

また、これは地方分権と関連する話だが、地方分権に関しては、今回、措置をする農地確保施策の実施状況を踏まえ、5 年後を目途に国と地方公共団体との適切な役割分担について検討したい。これが本当に地方分権にそぐうものであるかどうかは、権限争いなどではなく、本当に農地のきちんとした活用に資するものかで検討してまいりたい。

最後になるが、参考資料の 8 ページをご覧ください。

農地の第 2 の問題点だが、先ほど申し上げたように、意欲を持って取り組もうとする者に、なかなか農地が集まらない。これは何が問題かといえば、農地の価格がどう決まっていくかを考えたときに、農業生産による収益水準を大幅に上回っている。つまり、農業でどれだけの収益を上げるかを大幅に上回る価格で農地の価格ができています。

このため、所有権の移転が進みにくいし、貸せばいいのではないかということになるが、地主さんがそれも躊躇する。返してもらえないのではないかとということがある。それで担い手に農地が集まらないというところがあり、結果として耕作放棄が進むと認識している。

こういう状況を改善するために、農地を貸しやすく、借りやすくすることが必要である。あるいは企業も含めた新規参入を拡大する。貸し手、借り手の双方が利用しやすい仕組みを作る。農地の所有者が何を考えているか。

「いま」というところで、息子は東京から帰ってこない。歳だから、農地は誰かに任せたいが、貸したら返ってこないかもしれないという不安がある。

あるいは規模は拡大したいが、遠い農地だと負担になる。隣の農地は使われていないので、借りられないかということがある。

新規参入者に見れば、農業をやりたいが、農地をなかなか貸してもらえない。

そこについて安心して農地を貸していただけるように、或いはばらばらの農地を面的にまとめるために、どなたに対しても農地を借りやすくするために、耕作放棄地の実態を調査するために施策を展開し、その結果として農地が集まり効率が上が

るものを実現するために法制度の整理を図りたい。

これを実現するために、次期の通常国会に所要の関連法案を出したい。これが説明資料「食料自給力・食料自給率の向上に向けて」の最終ページの「『農地改革プラン』による農地の確保・有効利用の促進」。今まで自作農主義と言っていたが、耕作者主義になってきた。これから先は利用に着目した農地の在り方を考えていかなければならない。

つまり、自作農主義から耕作者主義になったが、仮に申し上げるとすれば、これを利用者主義とでも言うべきものに改めていかなければ、これから先、農地の集積、効率化は難しいのではないだろうかと考えている。

(与謝野議員) 続きまして、吉川議員、どうぞ。

(吉川議員) 資料「構造転換につながる農業の改革を」を御説明する。

世界的に食料需要が逼迫する中で、日本の農業は多くの課題を抱えながらも、その役割は高まったのではないかと私どもは考えている。こうした国際的な環境変化の中で、安全で品質の高い日本の農産物の生産を強化し、海外輸出にもつながるような農業を目指すべきである。

そのためにしっかりとした農業経営を次の世代に残すためにも、農地の所有と利用の分離を徹底し、農地改革による土地利用型での大規模経営の実現と企業型農業経営の拡大が不可欠の課題である。

先ほど石破臨時議員からもお話があったが、農業者は4分の1ぐらいに減って、後継者が育っていない。会社で言えば入社してくる人がいないということだから、やはり問題ありということである。

食料の供給力を強化するために、特に自給率の低い穀物に焦点を当て、50%の自給率を目指した取組を進める必要がある。先ほど申し上げたが、従来の政策ではうまくいかなかったということだと思うので、これまでの政策を徹底的に検証した上で、供給と需要の両面から実効性のある工程表を早急に策定すべきである。

工程表を早急に策定すべきであるということは、先ほど石破臨時議員からお話があったが、これから10年経つと、現在でも農業者の方々の高齢化が進んでおり、日本の農業は待たなしという状況なわけだから、ともかく第一歩を正しい方向に、できるだけ早く踏み出すべきだということが私たちの考えである。

そのためには、何よりも産業としての農業の競争力が強化されなければいけない。異業種との連携を深め、技術や流通の革新、海外進出の促進を重点的に行う必要がある。以下、具体的に3点挙げさせていただく。

1つ目が「1. 構造転換を実現する農地改革の実行」。この点は石破臨時議員からも既にお話があった。基本的な考え方は、農地を確保しつつ、いわゆる所有から利用への転換、他の産業では以前に所有と経営の分離がなされたが、農業では農業の性格もあったわけだが、そうした転換がなされなかった。しかしながら、20世紀の終わり頃、ましてや21世紀に入り、そうしたことを進めなければいけない。いわゆる面的な集積を促進する仕組みの展開も必要であるが、これは農林水産省としても、そうした方向に政策転換されるということで、私どもはそれを支持してい

る。しかし更に農地の有効利用を徹底するために、以下の点を農地改革に反映すべきである。

「(1) 農地の有効利用と集積を一層促進するための取組み」について、まず第一に「①農地に対する需給マッチング機能の改善」。農地の賃借を希望するユーザーに対して、公平・公正な情報の開示がなされることを確保しなければならない。当然のことだが、ノウハウを生かすためにも、民間による農地仲介も促進すべきではないか。

農地に関する第三者機関により、利用状況を監視・是正する。

「②農地税制の見直し」。要は所有から利用への転換を促進するわけだが、農地税制を見直すことも考える必要があるのではないか。具体的には相続税の納税猶予は、農地を貸し付けた場合には打ち切られる現状があるが、先ほどから申し上げている所有から利用への転換を促進するためにも、貸し付ける場合と自ら耕作する場合の税制上の取扱いを中立的にすることも考えるべきではないか。

2 ページ目。「(2) 多様な新規参入を促進させ、強い経営を目指すために必要な取組み」について、第一に「①企業型農業経営の促進など多様な主体による農業経営の参入」。所有と利用を分離して、利用については原則自由化するとの方向は大きな前進であるが、規制は農地の適正利用を確保するものに限り、それ以外は原則なくすべきではないか。

役員要件や構成員要件など、農業生産法人の要件の見直しを行う必要もあるのではないか。

第二に「②農地リース方式の改善」。市町村による地域指定を廃止するなど、その在り方を見直す。

総じて、従来の農政は、伝統的に農業を担ってきた方々、あるいは農村をあくまでも中核とした施策であり、外部の力に対する評価が低過ぎるのではないか。もう少し日本の農業は伝統的な農業の担い手、あるいは農村の外の力を信頼してもいいのではないか。これが1つのポイントになるのではないかと私どもは考えている。

「2. 食料供給力の強化に向けて」。これは自給率 50%を目指す取組においては、これから申し上げるような観点を盛り込んだ工程表を前倒しして作成する必要がある。工程表に基づき、目標の実現に向けて政策転換をしっかりと行っていくべきである。既に申し上げたとおり、どんどん高齢化が進んでいる中で、改革待ったなしなのだから、工程表を早急に作る必要がある。

供給面と需要面の両方がある。

「(1) 供給面での対応」は、食料の供給力を強化するためには、先ほどの農地改革と企業型経営の拡大を進め、農地の集約化と農業経営の大規模化を図る。

生産縮小の中で価格を支える農業経営から、規模の拡大によってコストを下げ、安定的な供給を行う農業へ転換する。

耕作放棄地の解消、水田フル活用等、生産資源を最大限に活用する。これも当然である。

「(2) 需要面を踏まえた対応」は、消費者のニーズを踏まえた生産を行うため、

消費や価格の情報が直接生産者にフィードバックされるような流通の仕組みを構築することである。

ちなみに、需要面で、これは個人的な見解であるが、先ほど石破臨時議員からお話のあった朝ごはんに米を食べろということは、反対ではないが、やはり限界があるのではないかと。消費者の嗜好に直接働きかけるキャンペーンというのは、なされてもいいかもしれないが、その力にあまり頼ることは、日本の農政の改革としては限界があるのではないかと。

「3. 農業の競争力強化のために」の「(1) 農商工連携の推進」について。IT技術の農業分野への適用を更に進める。或いは消費者ニーズの把握・活用のノウハウや技術について、農業界と産業界の協力・連携を深める。

地場農産物の広域販売ネットワークを構築する。

このような問題でも、農商工連携ということは当然そういうことになってくるが、伝統的な農業の担い手、或いは農村の方々、そういう方々も農業の再生に力を発揮するというのは当然だと思うが、とにかくそうした方々の外の力をもっと信頼してもいいのではないかと。外の力をもっと活用した方が日本の農業のために、結局はいいだろうというのが私どもの基本的な考えである。

「(2) 農業分野における技術革新の促進」。バイオ等による品種改良技術など農業研究におけるさらなる重点化を推進する。

世界的な食料不足への貢献のため、日本の農業技術を世界的に展開する。国際貢献も視野に入れるべきである。

最後に「(3) 輸出の推進」。海外のバイヤーと国内生産者の仲介や販路拡大支援も強化する必要がある。

(与謝野議員) 次に、二階議員、どうぞ。

(二階議員) 従来型の農業経営のみで農業の活性化は大変困難な状況にある。新規参入者や新たな取組への挑戦を促し、農地利用や就業者の拡大を図るべきである。

先ほど来、石破臨時議員からもご説明があったが、農家の農業所得は、1970年代以降で、年間100万円前後で横ばい、その間耕作放棄地が3倍に拡大した。農業者の7割が60歳以上で、農林水産業就業者は40年前と比べ890万人から270万人に減少している。

また、これも先ほど石破臨時議員からご提案があったが、「所有から利用への転換」、「農地の集積促進」といった制度改革は、新規参入の促進、新しいタイプの農業活動の展開のために非常に重要な視点である。

次に、農業、林業、漁業が、将来有望な産業となり、雇用の受け皿となるために、具体的な議論、取組みが必要で、以下2点について申し上げたい。

農地を十分に活用した農業活動は、主体のいかにかわらず、促進、優遇されるべきである。将来、新たな担い手による農地利用に関わる障壁を極力取り除くことが必要である。また、農業生産法人の要件の緩和も検討すべきである。

なお一方、小規模や兼業の事業者であっても、農商工連携を通じて他の業種のアイデアや経験を活用すれば、事業の高付加価値化や拡大は可能である。実際、売上

や雇用が数倍に伸びた事例もある。経済産業省では、農林水産省と連携しながら、地域力連携拠点等で農業、林業、漁業の方々の相談を受ける体制の充実、国内外の市場開拓支援の拡大を進めていきたい。

(与謝野議員) ありがとうございます。

何か御意見があれば、三村議員、どうぞ。

(三村議員) 今、石破臨時議員から農業の抜本的な改革についてお話があった。ポイントの1つは、自作農主義から耕作者主義あるいは利用者主義、これは大賛成であり、もう一つは、抜本的農地改革を行い、やる気のある者に集積したい。こういう2つのお話があったが、我々としては大賛成である。

ただ、具体的に今のお考えを是非とも法案化に向け、早急に具体的な施策内容を詰める必要があるのではないか。

例えば、意欲のある者に利用させるということなら、賃借権を設定する際の要件緩和というのは絶対必要であり、あるいは農業法人の要件緩和も必要であるが、具体的にどういう緩和をするのかという内容を詰めていただき、それをできるだけ早急にやることなしには、定性的な言葉だけでは済まないと思うので、そういう意味での進捗を是非ともよろしくお願いしたい。まずこれが1点である。

それから、石破臨時議員もおっしゃったが、自給率という問題は大事なアウトプットなので、大賛成であるが、むしろこれは言われたような大規模化とか企業経営の導入とか、所有と経営の分離という農業の体質改善をまず行って、その結果としての自給率の向上ということで、その前後が逆ではないかと強く思う。

先に自給率の数字があり、消費者に摂取の協力を求める。これは結構であるが、そこだけで終わると結果としての自給率は向上しないので、これも石破臨時議員のおっしゃったことをバックアップしたいので、よろしくお願いしたい。

もう一つ、私は農業の体質強化は今、現代の日本が抱えている色々な問題に対する1つの解答を出すものである。したがって、農業の問題は、日本全体の問題だと思う。

まず、農業について、自給率の向上があると、国民全体の食の安全確保、安全保障につながる。これがまず1点である。

2番目として、強い農業の実現は、その結果として地域活性化につながるし、雇用も増やす。それから、農業従事者、農村に暮らす人々の生活の豊かさにもつながることもある。

3番目として、底力発揮戦略でも、アジアとともに我々は成長を実現するというテーマがあったが、我が国が通商立国として生きる中では、その環境を整える意味での海外輸出につながるような競争力のある農業を目指すことは非常に意味がある。

4番目として、自給率の向上は、長期的に考えておかなければいけない。資源、食糧の国際的な価格構造、これも先ほど石破臨時議員がおっしゃったが、今は若干穏やかになっているが、また世界経済が成長すれば、同じような危機、とりわけ食糧の危機が最初にくるのではないか。そんなときには、日本の交易条件の悪化が生

じるし、そういう意味でも農業問題を考えなければいけない。

したがって、多面的な意味で農業問題を我々が取り上げることは、非常に重要だと考えている。

(与謝野議員) どうぞ。

(中川議員) 農業、一次産業というのは、自然相手であるから、生き物、風土、そういうものが前提になっている。それで石破臨時議員が非常に御苦労されているわけだが、日本も結構細長いので、色々な農業形態があるわけで、御地元、あるいは総理の御地元、色々ある。

大ざっぱに言っても、都市近郊農業が3分1、中山間が3分の1、そして専業地帯というようなところが3分の1で、私の地元は40ヘクタール、50ヘクタールあって、数千万円の売上を上げているが、積雪寒冷地帯で、しかも大都市に遠い。こういうところもあるし、都市近郊の農業もあるし、多分石破臨時議員のご地元は主に中山間地帯だと思う。

日本の農業は、平均1.5か1.6ヘクタールだが、先ほど申し上げたように私の地元は30~40ヘクタールある。したがって、農政を、一面的にこうあるべきだというのは、なかなか日本の場合には難しいのではないかという感じを前から持っている。日本は多様な農業があるから、農業の果たす多面的役割をもう少しきめ細かくやっていただいた方が、その地域にとってもプラスになるのではないか。

先ほど1,900万トンだったか、食べ残しのお話があったが、本当にこれはこれで大きな問題で、世界の食糧援助の3倍ある。畑で捨ててしまう農産物が多い。例えば良い悪いは別にして、何かの野菜の値段が下がったら捨ててしまおうとか、これを何とかうまくジュースにするとか、保管するとか、これだけでも状況が変わってくるのかなと思うが、その辺はいかがか。

(与謝野議員) 石破臨時議員、どうぞ。

(石破臨時議員) 中川議員のおっしゃるとおりで、これは議員もすべて御案内のとおりで、結局ものすごく収量が振れるものなので、それを見越した価格設定になっている。

そうすると、畑につきこんでしまうのも、それも最初から所要のものとして経営に織り込んでいるわけで、それをジュースにする、あるいはお漬物にする等々の加工ができた場合に、経営という観点からどうなのかを、もう一回安定基金の在り方とも合わせて考えさせていただきたい。

それも畑につきこんでしまって、本当にもったいないという話になるわけで、そこはもう少し考える余地がないのか、あるいは財政負担を伴わないようなやり方がないのかは、また御指導もいただきながら勉強させていただきたい。

問題意識は、中川議員も最初におっしゃった、北海道と都市農業、そして我々の中山間地は全く違うわけで、なべて「日本の農業とは」を議論することには、やはり相当の無理はあるという認識はしている。

そうすると、その地域において果たす農業の役割とは何なのか。我々の中山間地域においても、農業は輪作体系の中に入るわけではないが、それなりの意味を持つ

ており、その地域ごとにおける農業の果たす役割とは何なのかを、地域別に、タイプ別に、もう一度よく精査してみたい。日本全体が北海道のようであれば、日本の農政はもっとダイナミックに語れるのかと思っているが、どの地域においてもきちんと受け入れられるような農政をビジョンとして出したい。

(与謝野議員) 鳩山議員、どうぞ。

(鳩山議員) 与謝野議員も私も、昔から家庭菜園を懸命にやっているが、我々の家でできた上物と思われるものが、農村地帯に行くと、傷があると全部捨てられているような状況も見る。

私は石破臨時議員の御説明は非常に胸のすくような、非常によく理解できるもので、是非お進めいただきたい。

ただ、農地転用に関しては、地方分権改革推進委員会と整合性を取れるならば取っていただければありがたい。

前にも申ししたが、私は 10 年ぐらい前に、一議員でなかったものなので、猛烈に環境の勉強をすると、世界の一流と言われるような環境学者は、温暖化のことはもちろん言うが、一番最初に人類に対して打撃を与えるのは世界食糧危機であると。基本はマルサスの人口論と全く同じ、しかも天水農業ができなくなる地域がいっぱいあるだろうと、砂漠化も進むだろうと、温暖化の影響で海流に変化等ができて、海にある珪藻類という非常に環境に良い、二酸化炭素を吸う藻類がどんどん円石藻に入れ替わってきている。メタンハイドレートもある。

そういうことで、世界的な気象が全部変わったときに、ロシアのように一部だめだったところが広大な穀倉地帯になる可能性はあるが、総じて言えば世界の穀物、食糧生産はかなり激減するのではないか。

そうすると、マルサスの人口論よりもっとひどいことになるわけで、食糧生産は減る、人口は 50 年で倍という計算でいった場合に、大体 30 年ぐらいが食糧危機の大変な時期になりはしないか。2030 年とか 2025 年という数字を随分聞いた。そうすると、とにかく 50% ということは、本当はそれでも足りないぐらいだが、ただ、そういった意味で今、石破臨時議員がおっしゃったような形で、どんどん進めていただきたいと痛切に思う。

ただ、世界食糧危機に対する危機感は、もっと強く持つべきではないか。

最後にもう一つ、環境の勉強をしていると、例えば将来地球人口が 100 億人というのはとても無理なのだろうが、仮に 70 億人、80 億人で、気候も悪化するという状態の中で、人類を生き延びさせる道が 1 つだけあるとすれば、世界中で米を食べることだ。それは連作できる米と連作できない麦と、そこに投入されるエネルギー資源は全く違う。つまり一定の資源・エネルギーを投入してできた米と麦で言えば、養える人数が、ちょっと忘れたが、2 倍とか 3 倍違うのではないかとということで、やはり米というのはひょっとしたら地球、人類を救える唯一の穀物ではないか。

(与謝野議員) 吉川議員、どうぞ。

(吉川議員) 先ほど中川議員が指摘された農業は多様であるということは、よく理解できる。ある意味では、当然である。あたかも工業と一言でいっても、実はそ

の中に様々なものづくりがあるのと同じように、農業といっても多様だというのはよく理解できる。しかし、要は後継者が育っていない。ということは、やはり一言でいえば多様であってもいいわけであるが、いずれも将来性がはっきりしていないということで、だから若い人がそこにどんどん入っていったいないということなのではないだろうか。

多様性は結構だが、それぞれ多様な中で、しっかりとした農業経営がそれぞれについて確立される必要がある。そのためにはやはり、今、農林水産省が進めているようなこととかに加え、私どもが提案していることを取り入れていただきたい。ポイントは、従来の農業、農村の外の力を農業のためにもっと信頼し取り入れることではないかと私どもは思っている。

(中川議員) 私の地元では、農地の土地が足りない。どんどんやりたい人がいっぱいいる。そういうところもある。

(与謝野議員) この問題は、また年明けに時間をかけてやりたい。石破臨時議員、どうも御説明ありがとうございました。

議長、何か御発言ございますか。

(麻生議長) 医療と農業の問題には、しっかり取り組まねばならないと昔から思ったが、農業問題、農村問題など様々である。農村という地域集落がどうなってしまうのかなと思う。いろいろ改革をしなければならぬ時期にきたことだけは間違いない。

昔は農商務省だったが、経済産業省と一緒にあって、いろいろ外の知恵を含め、関係者と協力して、産業政策としても、食料の安全保障政策という点からも、地域政策の点からも考えて、同時に追求することをしないと現実性を欠くと思う。是非制度改革を大きなパッケージとしてまとめていただきたいと思うので、この経済財政諮問会議でも、来年から改めてよろしくお願い申し上げる。

(与謝野議員) わかりました。

では、石破臨時議員、ありがとうございました。

(石破臨時議員) どうもありがとうございました。

(石破臨時議員退室)

○平成 21 年度予算編成の基本方針等について

(与謝野議員) まず、日本銀行において、企業金融円滑化のための対応策が昨日決定された。白川議員より、御説明をお願いします。

(白川議員) 日本銀行は、昨日、臨時の金融政策決定会合を開き、企業金融支援の措置を決定した。最初に、これまで日本銀行が金融市場の安定確保にどのようなことを行ってきたかを説明し、その上で、昨日の決定内容について御説明する。

何度かこの席でも御説明したが、これまで取ってきた措置として、まず、リーマン・ブラザーズの破綻直後に導入した米ドル資金供給オペにより、各国の中央銀行と協調し、潤沢なドル資金の供給を行っている。足もとの供給残高は 10 兆円程度

となっている。

円資金についても、積極的な資金供給を一層円滑に行い得るように、補完当座預金制度という制度を導入したほか、年末越えの資金供給オペを昨年以上の頻度、金額で実施している。

企業金融の円滑化ということで、これまで既にやってきたことだが、企業が発行するコマーシャルペーパー（CP）について、いわゆる買現先オペ、これは売戻条件付きで買い入れるというオペレーションであるが、この頻度、金額を大幅に引き上げて実施している。足もとのCPオペの供給残高は約2兆円になっており、年末までには3兆円を上回る水準にまで増加する見通しである。こうしたCPの売戻条件付き買い入れの積極化が、CP市場の機能改善を後押ししていると見ている。

それから、今申し上げた措置に加え、昨日の会合では、年末、年度末に向けた企業金融の円滑化に資する観点から、来年4月末までの時限措置として、一段と踏み込んだ措置を講じることを決定した。

第1に、民間企業債務である社債と企業向け証書貸付債権について、金融機関が日本銀行から資金を借入れる際の適格担保として、これまではシングルAという格付相当以上のものが必要だったが、これをトリプルB相当以上に緩和することを行った。この措置により、金融機関が利用できる担保は、少なく見積もっても2兆円程度増加すると判断している。

第2に、新たに民間企業債務を活用した特別なオペを導入することにした。このオペでは、金融機関は日本銀行に差し入れた民間企業債務の担保の範囲内ならば、金額に制限なく、年度末越えの資金を調達することが可能になる。更に金利については、市場から調達する金利よりも低い水準に設定することとした。これにより、資金調達面とコストの面から、金融機関の融資活動や社債・CP市場での取引を後押しする効果を狙っている。

日本銀行としては、年末、年度末に向け、昨日新たに決定した措置も活用しつつ、適切な金融調節の実施を通じ、金融市場の安定確保に努めてまいり所存である。

（与謝野議員） ただいまの点に何か御質問があれば、どうぞ。

（中川議員） 白川総裁には、こういう決断をしていただき、本当にありがとうございます。我々もやるべきことをできるだけやっていきたいので、どうぞよろしく願います。

（与謝野議員） それでは、平成21年度予算編成の基本方針の諮問・答申を行います。

初めに、総理から諮問をいただきます。総理から、御発言をお願いいたします。

（麻生議長） 本日は「平成21年度予算編成の基本方針」の作成を諮問させていただきます。

（与謝野議員） なお、総理からの諮問第24号は、資料としてお手元に配付しております。

それでは「平成21年度予算編成の基本方針（案）」について御説明をさせていただきます。皆様方の御協力により、お手元の資料のようにとりまとめている。

「平成21年度予算編成の基本方針（案）」は、国民生活と日本経済を守り、国民

に暮らしの安心をもたらし、強く明るい日本を取り戻すため、予算配分の重点化・効率化を行うとの方針を示したものである。お手元の案は、第 2 章の歳出の考え方や第 3 章の個別分野に関わる施策等を中心に、前回お示しした（案）から多少の修正を加えたものとなっている。

（中川議員） 予算編成作業の指針となるものであるもので、財務省としても、21 年度予算の編成にこの方針で取り組んでいきたい。

（与謝野議員） 他に御意見はございますか。

鳩山議員、どうぞ。

（鳩山議員） 世界の経済金融情勢の変化を受け、国民生活と日本経済を守るべく、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行うということで、景気動向に細心の注意を払い、機動的かつ弾力的に行動しなければならないという編成方針であり、そのことは地方財政にも全く同じく当てはまるので、どうぞよろしくお願いする。

（与謝野議員） この基本方針は、御異議なしと認めさせていただきたいが、よろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

（与謝野議員） ありがとうございます。それでは、本案を経済財政諮問会議の答申として決定することといたします。

（報道関係者入室）

（与謝野議員） 先ほど、経済財政諮問会議より総理に「平成 21 年度予算編成の基本方針」が答申をされましたので、総理からご挨拶をお願いします。

（麻生議長） 「平成 21 年度予算編成の基本方針」という答申をいただいたところである。今回の答申は、国民生活と日本経済を守ることを最優先するということと、地方の底力の発揮、また生活者の暮らしの安心、そして金融・経済の安定強化という 3 分野に予算配分を重点化すること、同時に、経済成長と財政健全化を両立させること等をポイントとしておられると理解している。

こうした状況の中で、平成 21 年度概算要求基準を維持しつつ、昨今の急激な経済情勢を踏まえ、状況に応じて果敢な対応を機動的かつ弾力的に行うこととしている。早急に基本方針を閣議決定して、これに基づき、政府を挙げて生活防衛予算を編成してまいりたい。よろしくお願い申し上げる。

（報道関係者退室）

（与謝野議員） それでは、本方針につきましては、本日この後、閣議決定を行う予定でございます。

本日の議事は、以上でございます。終了いたします。

（以 上）